

全建事発第108号  
令和8年1月7日

各都道府県建設業協会会长 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅則  
〔公印省略〕

### 建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（平成19年6月策定。以下「ガイドライン」という。）を策定しています。

今般、令和6年6月14日に公布された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日に全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたことなどから、国土交通省において、「ガイドライン」を別紙2、別紙3のとおり改定し、本会に対し別紙1のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に對して周知賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・別紙1 國土交通省通知文（建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について）
- ・別紙2 建設業法令遵守ガイドライン（第12版）
- ・別紙3 建設業法令遵守ガイドライン新旧対照表（第12版）

以上

(担当) 事業部 三浦  
TEL 03-3551-9396  
FAX 03-3555-3218  
メール jigyo@zenken-net.or.jp